

三島市 DX 推進計画

デジタルを活用して

市民生活の質と幸福度（ウェルビーイング）の向上を目指す

DX 先進都市・みしま

令和 5 年 (2023 年) 7 月

三 島 市

目次

第1章 計画策定の趣旨と背景.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 国・県の動向.....	1
3 三島市DX推進計画の位置付けと計画期間.....	4
4 本市が目指す姿.....	5
5 本市の取組み状況.....	7
6 ビジョンを実現する施策の基本方針.....	12
第2章 基本方針を実現する主な推進項目.....	13
基本方針1 利便性の高い市民サービス.....	13
基本方針2 効率的な行政運営.....	15
基本方針3 地域社会のDX推進.....	18
第3章 着実な計画推進に向けた体制について.....	20
1 推進体制.....	20
2 デジタル人材育成.....	21
3 計画の進捗管理.....	22
資料編.....	23
1 数値で見る三島.....	23
2 国の計画や法令等.....	26
3 用語集.....	31

第1章 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

我が国は、令和7年(2025年)には、団塊の世代が一斉に75歳以上を迎え、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人は75歳以上となるこれまでに経験のない超高齢社会に突入します。本格的な人口減少・少子高齢化の進展により「高齢者の急増」「現役世代の急減」を迎える状況においても、地方自治体は多様化、複雑化する市民ニーズに柔軟に対応して高い水準の市民サービスを維持していくことが求められます。そのため、行政は限られた財源と人的資源を有効に活用することをこれまで以上に真剣に考えなければならない局面を迎えております。

一方、近年はスマートフォンなどの急速な普及とともに、インターネットを利用したネットショッピングやLINEなどのSNSといったコミュニケーションツールの利用が増加するなど、IoTやAI、ビッグデータなどの飛躍的な進化の恩恵を受け、デジタル技術を利用した暮らしの利便性を多くの方が実感する時代を迎えました。政府においても、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すデジタル社会のビジョンとして掲げており、社会全体のデジタル化を強力に進めて地域や住民の生活の質を高める方針が示され、今後もデジタル技術はより社会に浸透して、私たちの生活を豊かに変革していくことが見込まれます。

このような背景から「デジタル」を地域課題解決の重要な鍵と捉え、デジタル技術を積極的に活用して社会変革を進めるデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」といいます。)の重要性を強く認識する中で、第5次三島市総合計画で将来都市像として掲げた「せせらぎと緑と活力あふれる 幸せ実感都市・三島」の実現に向けて、デジタルの側面から全庁的・横断的な取り組みを計画的にすすめていくため「三島市DX推進計画」を策定します。

2 国・県の動向

(1) 国の計画等

令和2年(2020年)1月、国内において初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、外出行動の抑制や3密(密閉、密集、密接)を避けた行動が奨励され、経済や生活、働き方など、さまざまな分野で価値観が変容し、リモートワーク、インターネットショッピング、キャッシュレス決済、オンライン会議など、これまでデジタル活用が進まなかった領域も含め、社会全体でデジタル化が急速に進展しました。

このような中、令和2年(2020年)12月、政府により「**デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針**」が打ち出され、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサー

ビスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が掲げられ、このビジョンの実現には、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割が重要であることから、「**自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画**」（※資料編 p29）が併せて策定されました。この計画ではデジタル社会の構築に向けて全国の自治体が重点的に取り組むべき6項目が示され、令和3年（2021年）7月には、各自治体が着実にDXに取り組むことができるよう「**自治体DX推進手順書**」が公表され、DXを推進するにあたって想定される一連の手順などが示されました。

また、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決するうえで極めて重要であることから、令和3年（2021年）5月には、デジタル社会の形成に関し基本理念や基本方針、国や地方公共団体及び事業者の責務などを定めた「デジタル社会形成基本法」を含む**デジタル改革関連法**（※資料編 p28）が成立し、9月には**デジタル庁の設置**、12月には「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**」（※資料編 p30）が閣議決定されるなど、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に推進されてきました。

令和4年（2022年）6月には、「地域の暮らしや社会」「教育や研究開発」「産業や経済」をデジタル基盤の力により変革し、「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を実現する「**デジタル田園都市国家構想基本方針**」（※資料編 p26）がまとめられ、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの増大等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわゆる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すことが示されています。

○国の近年の動向

令和2年	12月	デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針策定
		自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画策定
令和3年	5月	デジタル改革関連法成立
令和3年	7月	自治体DX推進手順書策定
令和3年	9月	デジタル庁創設
令和3年	12月	デジタル社会の実現に向けた重点計画策定
令和4年	6月	デジタル田園都市国家構想基本方針策定
		デジタル社会の実現に向けた重点計画改定
令和4年	9月	自治体DX推進計画改定
令和5年	1月	自治体DX推進手順書改定

(2) 静岡県の計画等

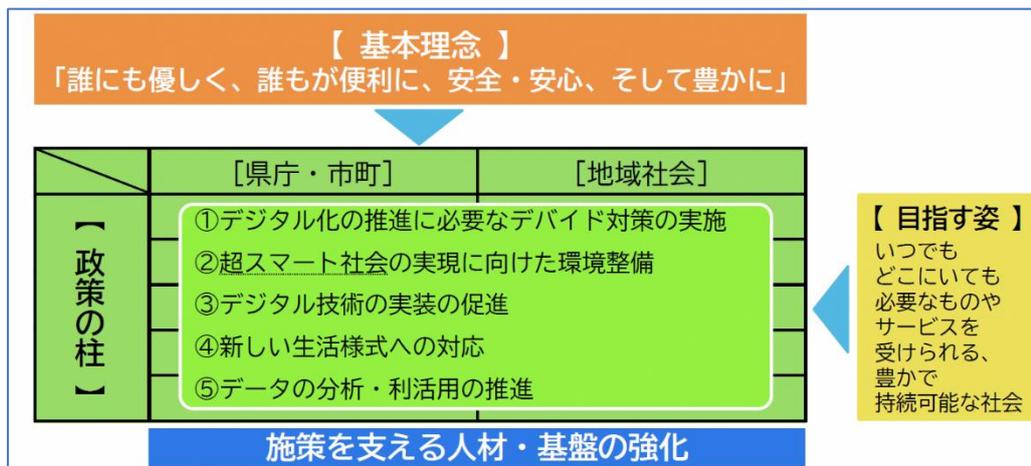
静岡県は、令和3年（2021年）4月に県行政や社会全体のデジタル化を推進するため、総括的な司令塔として「**デジタル戦略局**」を設置しました。また、デジタル戦略推進本部及びデジタル戦略顧問団を設置し、全庁を挙げた推進体制を構築しています。デジタル戦略担当部長はCIOの下、各部局に設置したデジタル推進官等と連携し、部局間にまたがる施策の総合調整を行い、デジタル推進官等は、各部局のデジタル施策の責任者として、部局内を総括整理しています。

また、令和4年（2022年）3月に、10年後の目指す姿「いつでも どこにいても 必要なものやサービスを受けられる、豊かで持続可能な社会」の実現に向けて、計画期間を令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までとする「**ふじのくに DX 推進計画**」を策定し、県行政、社会のデジタル化を進めています。

○県の推進体制



○ふじのくに DX 推進計画の基本理念と政策の柱



(出典：ふじのくに DX 推進計画)

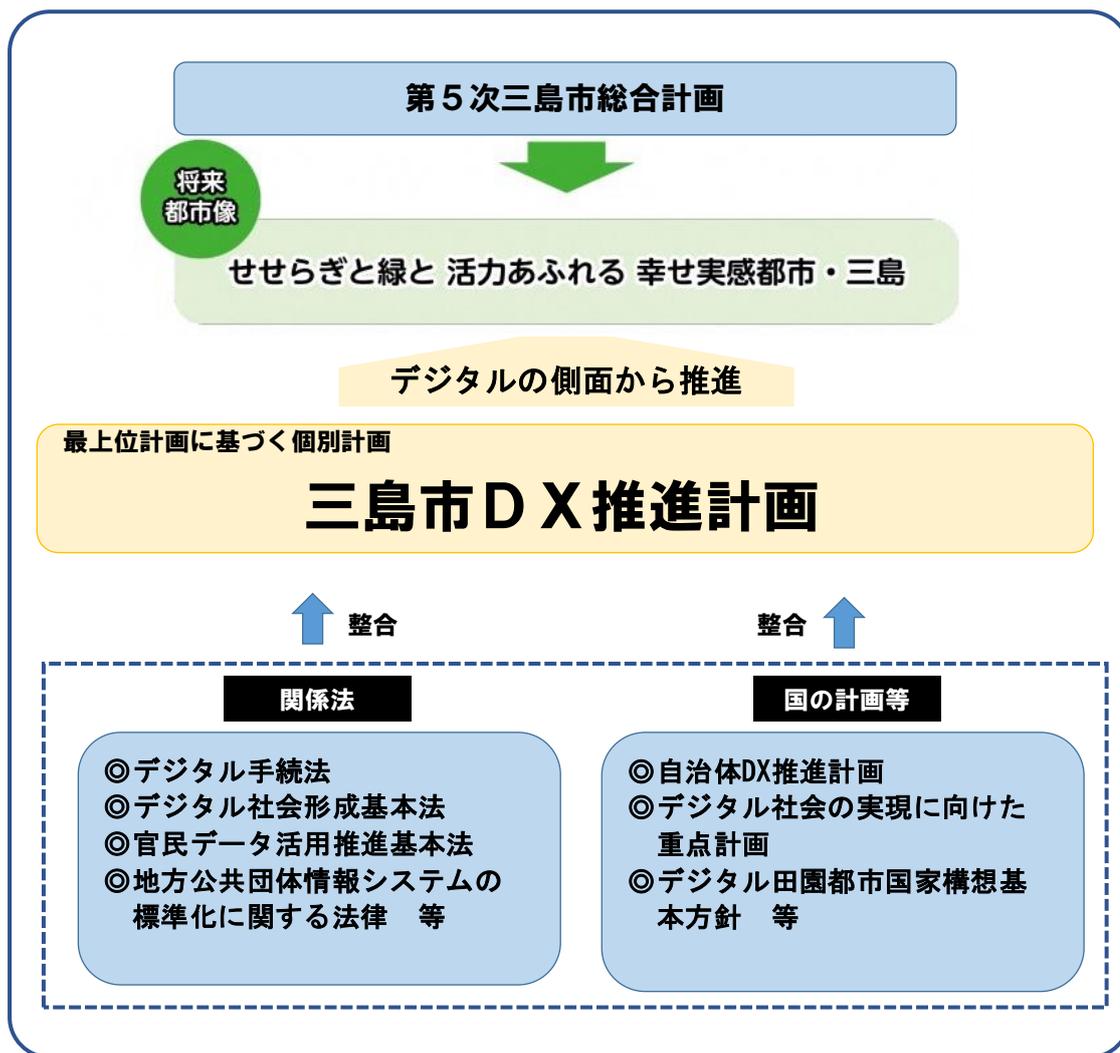
○静岡県の近年の動向

令和3年	4月	デジタル戦略局設置
令和4年	3月	ふじのくに DX 推進計画策定

3 三島市 DX 推進計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「第5次三島市総合計画」を上位計画として、総合計画において掲げた将来都市像「せせらぎと緑と活力あふれる 幸せ実感都市・三島」の実現を、関係法や国の計画と整合性を図りながらデジタルの側面から推進する個別計画と位置づけます。なお、具体的な取組みは本計画とは別に事例集で示します。



(2) 計画期間

第5次三島市総合計画（前期基本計画）や国の「自治体デジタル・フォーメーション（DX）推進計画」、県の「ふじのくにDX推進計画」と終期を合わせて、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）の3年間とします。

4 本市が目指す姿

(1) 目指すべきビジョン

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がるとしています。本市においてもその理念を基本に次のビジョンを設定します。

デジタルを活用して

市民生活の質と幸福度(ウェルビーイング)の向上を目指す

DX 先進都市・みしま

(2) ビジョンを実現するために組織で共有する DX 推進の視点

ア 人口減少・少子高齢社会における市民サービスの維持・向上

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」による本市の将来人口（※資料編 p23）は、2020年（令和2年）の107,783人から、20年後の2040年には89,808人となり、中でも生産年齢人口減少が著しく、働き世代が約24%減少すると推計されております。第5次三島市総合計画では、さまざまな取組みを通して人口減少を鈍化させ、2040年の人口推計を97,881人に目標として掲げておりますが、人口減少は避けられない状況にあり、今よりも少ない労働力でも、市民サービスや行政運営を維持する仕組みをつくり、住民が住み続けたいと感じるシビックプライドの高いまちづくりを進めます。

イ 誰一人取り残されない

スマートフォンをはじめとするデジタル機器やICTを利用したサービスの浸透は社会全体の生産性向上に大きく寄与することが見込まれますが、一方でデジタル技術の利用が得意でない人やスマートフォンやパソコンなどのデジタル機器を持たない人、いわゆるデジタルデバイドが存在することを常に認識し、デジタル化の恩恵から取り残される人がないように進めます。

ウ デジタルファースト

行政手続やサービスが一貫してデジタルで完結できるよう、業務の中でデジタル技術の活用を常に意識し、業務の効率化や市民サービスの向上を進めます。

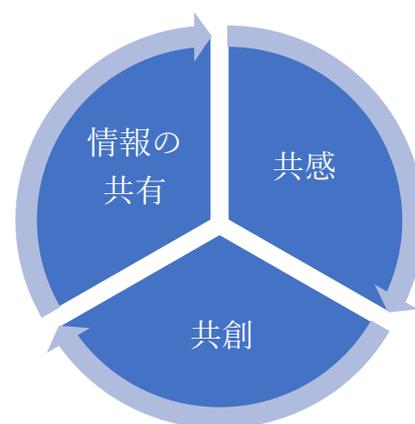
エ 利用者目線の徹底と業務改革

デジタル技術やデータの活用はゴールではなく手段であり、徹底した利用者目線での業務改革を行い、デジタルとアナログを上手に使い分けながら進めます。

オ DX 推進のために自律的に行動する職員を育てる組織風土

DX の推進には、職員一人ひとりがデジタルによる変革を自分事ととらえた自律的な行動が大きな原動力となります。

職員の自律的な行動を促すために、組織内における迅速な「情報共有」と、組織全体の深い「共感」、新たなサービスを創り上げる「共創」といったプロセスサイクルをアジャイル（機敏）に実行していくことができる組織風土づくりを進めます。



カ 先進技術の動向

AI、メタバース、Web3.0、VR、デジタルツインなど先進技術やサービスは日々進化しているため、その最新動向について常に情報収集を行い、研究し、市民サービスの向上を進めます。

キ 持続可能な開発目標（SDGs）との連動

平成 27 年（2015 年）から令和 12 年（2030 年）までの長期的な開発の指針として定められた「持続可能な開発目標（SDGs）」と本計画の基本方針との連動により、持続可能な社会の実現に近づけていきます。



5 本市の取組み状況

(1) 取組みの概要

国がオンライン手続の推進などデジタル行政をとおして Society5.0 社会の実現に向けて取り組む中、本市においてもその実現に向けて、AI の活用や庁内文書のペーパーレス化などの先端技術を取り入れた生産性の高い行政運営を組織的に実行するため、令和元年（2019年）7月に「**スマート市役所推進に関する委員会**」を立ち上げ、業務棚卸など業務改善及び民間企業とデータを利活用するスマートシティについて検討を始めました。同年12月には、デジタル手続法の基本原則の一つである「デジタルファースト」を実現し、世界に向けて本市の魅力を科学的に発信分析するデジタルマーケティングを実践することで、市民の皆様に迅速、便利で質の高い行政サービスを提供するとともに、業務運用の効率化により生産性の高い行政運営を目指すことを対外的に示すため「**スマート市役所宣言**」を行い、時代の流れをしっかりと捉えるよう職員の意識付けと対外的なコミットを行いました。

令和2年（2020年）8月には、取組みを庁内にとどめることなく、産官学民の各団体が保有するデータを適正かつ効果的に利活用し、地域課題の解決を図るスマートシティの構築を目指すことに賛同いただいた20団体とともに、「**三島市スマートシティ推進協議会**」を設立し、会員相互の連携や、勉強会やシンポジウムをとおして情報共有を図っております。

令和3年（2021年）9月には、三島市のスマート市役所宣言で取り組む内容と、国の「自治体DX推進計画」で定めた重点取組事項を整合して、10の重点項目を定めた「**三島市のDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に関する基本方針**」を決定し、DXの着実な推進に取り組んでいます。

○本市の近年の動向

令和元年	7月	スマート市役所推進に関する委員会設置
令和元年	12月	三島市スマート市役所宣言
令和2年	4月	デジタル戦略室設置
令和2年	8月	三島市スマートシティ推進協議会設置
令和3年	9月	三島市のDX推進に関する基本方針策定

(2) 三島市スマート市役所宣言（令和元年 12 月 23 日）

先端技術で経済発展と社会的課題の解決を図る Society5.0 社会及び「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す SDGs(持続可能な開発目標)に対応するために、AI や IoT などの先端技術やデジタルデータなどを積極的に活用する「デジタルファースト」により、便利で質の高い市民サービスの提供、生産性の高い行政運営、産業の活性化や産官学民が連携したまちづくりなどを行う「スマート市役所」の実現に向けて推進することを宣言します。

令和元年 12 月 23 日 三島市長 豊岡 武士

「スマート市役所」で取り組む 3 つのデジタルファースト

■市民サービスのデジタルファースト

No	推進項目	想定される主な事業例（未実施のものを含む）
①	窓口サービスのオンライン化	・ スマホを活用した電子申請 ・ マイナンバーカード普及促進 ・ 「書かない窓口」「待たない窓口」
②	AI を活用した問合せ対応	・ AI 総合案内サービス ・ AI 観光案内
③	スマホなど多様な市民ニーズに対応した情報発信	・ LINE を活用した情報発信 ・ 市民ニーズ対応アプリの導入 ・ コミュニティバス乗り換え案内アプリ活用
④	ICT 活用による多言語対応	・ 多言語音訳端末の活用
⑤	キャッシュレス決済の推進	・ クレジットカードや決済アプリ等による決済処理の導入
⑥	災害時の迅速な窓口対応	・ 被災者支援統合システムの構築
⑦	市民の情報を守る厳格なセキュリティ対策	・ 情報セキュリティ推進体制の強化（セキュリティ印刷、情報管理）

■行政運営のデジタルファースト

No	推進項目	想定される主な事業例（未実施のものを含む）
①	広報事業のデジタルを活用したマーケティングの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB や SNS などデジタル活用の広報戦略推進
②	作る：届ける：計測する＝3：6：1の考え方による広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルファーストを意識した財政措置 ・商店情報のデジタル化 ・デジタル広報の推進 ・クラウドファンディング推進
③	オープンデータの利活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や民間情報のオープンデータ化 ・シビックテックによるデータ利活用
④	AI や RPA など先端技術を活用した業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・業務棚卸、RPA 導入 ・ドローンの活用 ・デジタル文書管理システムの導入 ・AI 会議録自動作成
⑤	データセンターの積極的な活用によりクラウド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内サーバのクラウド化 ・データセンターの誘致
⑥	デジタル技術を活用した働き方改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの導入 ・業務のペーパーレス化

■まちづくりのデジタルファースト

No	推進項目	想定される主な事業例（未実施のものを含む）
①	デジタル人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT 活用能力の職員研修の充実 ・プログラミング教育の推進 ・地域 ICT ボランティアの育成
②	産官学民が連携したデータ利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産官学民によるデータ連携基盤を活用したスマートシティ推進
③	医療、介護、健康分野のデータ活用による健康寿命延伸	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護レセプト・健診データ等の国保データベース（KDB）を活用して高齢者等への効果的な保健事業、介護予防の推進
④	ICT 活用による交通の最適化とインフラ管理	<ul style="list-style-type: none"> ・AI を活用した道路管理 ・MaaS などシェアリングエコノミーの推進 ・自動運転の実証 ・地域 BWA の整備 ・GIS を活用した水道管網管理
⑤	ICT 活用による中小企業の生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業への AI や RPA など先端技術の導入支援
⑥	農業など各産業分野での AI 等先端技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬散布用ドローンや水管理システム等の最先端技術を活用したスマート農業の推進（労働力の省力化、品質向上） ・遠隔水位監視などによる防災対策

(3) 三島市スマートシティ推進協議会（令和2年8月17日設置）

本協議会では、産官学民団体が保有するデータを適正かつ効果的に利活用することによって、市の地域課題の解決を図るスマートシティの構築に一体となって取り組むことにより、活力にあふれ、創造性豊かなまちを実現することを目的に活動しています。

【活動内容】

- ・ 目的に賛同する産官学民団体が相互に情報交換や共有を行うこと
- ・ スマートシティの実現に向けた実証事業の推進に関すること
- ・ 市民への普及、啓発に関すること
- ・ その他、目的を達成するために必要なこと

【会員数】 68 団体（令和5年3月1日現在）

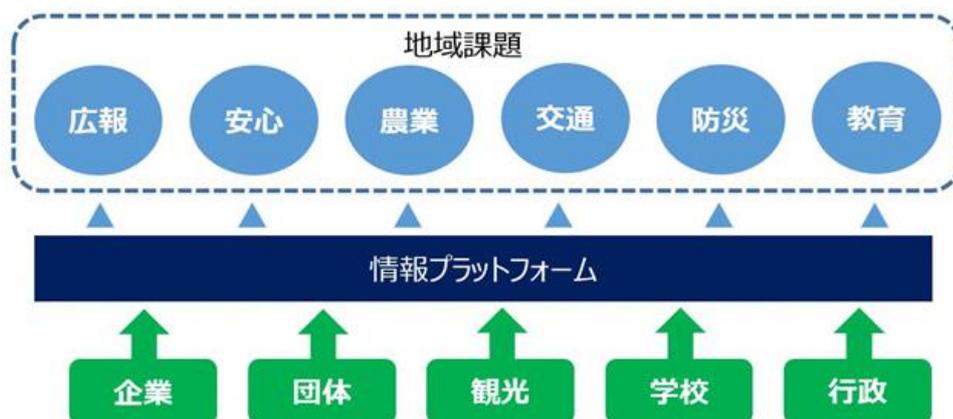


図1 スマートシティで実現する地域課題のための情報プラットフォーム



▲協議会ホームページ

◀ 設立総会

(4) 三島市 DX 推進に関する基本方針（令和 3 年 9 月 2 日策定）

国の定めるデジタル・ガバメント実行計画（※）に基づくビジョン

**デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービス
を選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会
～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～**

を実現するために、三島市スマート市役所宣言の 3 つのデジタルファースト戦略と国の自治体 DX 推進計画の重点取り組み事項とを整合し、三島市における DX 推進の重点テーマを次の 10 項目としました。

【三島市における DX 推進の重点取組事項】

- ①情報システムの標準化・共通化
- ②マイナンバーカードの普及と活用サービスの拡大
- ③行政手続のオンライン化
- ④業務のデジタル化の推進
- ⑤働き方改革の推進
- ⑥情報セキュリティの強化
- ⑦地域社会のデジタル化とデジタルデバイド解消
- ⑧スマートシティなど官民連携したデータ利活用の推進
- ⑨ホームページ等を活用した情報発信の強化とデジタルマーケティングの推進
- ⑩デジタル人材の育成

（※「デジタル・ガバメント実行計画」は R3. 12 月に廃止されました。）

6 ビジョンを実現する施策の基本方針

三島市では、目指すべきビジョンを実現するために「利便性の高い市民サービス」「効率的な行政運営」「地域社会のDX推進」の3つの柱に基づいて推進するため主な項目を取りまとめました。

ビジョン	基本方針	推進項目
デジタルを活用して 市民生活の質と幸福度（ウェルビーイング）の向上を目指す DX先進都市・みしま	(基本方針1) 利便性の高い市民サービス	1 行政手続のオンライン化
		2 窓口業務の迅速化
		3 マイナンバーカードの活用と普及促進
		4 情報発信の強化
	(基本方針2) 効率的な行政運営	1 自治体情報システムの標準化・共通化
		2 業務の棚卸とBPRの推進
		3 庁内ペーパーレス化の推進
		4 庁内業務のシステム化の推進
		5 職員の働き方改革
		6 情報セキュリティの強化
	(基本方針3) 地域社会のDX推進	1 官民連携によるデータ利活用の推進
		2 地域社会のデジタル化とデジタルデバイス解消
3 未来を担う子どもたちへの充実した教育環境の提供		

第2章 基本方針を実現する主な推進項目

基本方針1 利便性の高い市民サービス

(1) 行政手続のオンライン化

国がワンストップサービスを推進している子育て関係・介護関係の26手続や転出など引越し時に必要となる手続については、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン申請の対応が完了しました。

誰もが24時間どこからでもスマートフォン等から各種手続が行える電子市役所を目指し、住民の利便性向上や業務の効率化による効果が高いと見込まれる各種手続から優先的にオンライン化を推進します。

【目指す姿】
窓口に行かなくてもよい電子市役所
【取組方針】
◇受付件数の多い手続・届出を抽出し計画的にオンライン化します。 ◇オンラインで予約できる公共施設を拡充していきます。 ◇納付書にバーコードを印字し、スマートフォンやコンビニエンスストアでも納付（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料）が行えるサービスを継続します。

(2) 窓口業務の迅速化

多くの住民と対面で接する窓口業務は、住民の市役所に対する印象に大きな影響を与えます。行政手続のオンライン化推進により窓口の混雑解消を図る取組みと並行して、窓口業務ではデジタル技術を利用して住民が申請書を「書かない」などスマートな窓口を実現することにより、待ち時間の短縮や混雑解消を推進します。

【目指す姿】
来庁者をお待たせしない窓口
【取組方針】
◇住民異動の手続で申請者が記入する負担を軽減し、迅速に処理します。 ◇窓口のキャッシュレス化を推進します。 ◇図書の貸出・返却手続を迅速化します。

(3) マイナンバーカードの活用と普及促進

オンラインで本人確認ができるマイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となります。本市では申請件数率が 8 割（※令和 5 年 6 月時点）を超えているため、マイナンバーカードを活用した手続の利便性を周知するとともに、マイナンバーカードを利用した独自のサービスを研究し、マイナンバーカードの普及を推進します。

【目指す姿】
マイナンバーカードを利用した、「書かない」「待たない」などの利便性を感じるサービスの拡充
【取組方針】
◇マイナンバーカードを利用した市独自の取組みを検討します。 ◇住民票の写しなど各種証明書のコンビニ交付サービスの利用率向上に努めます。 ◇全市民のマイナンバーカード保有に向けた普及促進を継続します。

(4) 情報発信の強化

情報は単に発信することがゴールではなく、ニーズなどをマーケティングし必要な情報を必要とする人へ確実に届けることが重要です。ホームページだけでなく市民の皆様へ届ける情報発信ツールとして認知度や情報到達度が高く評価できる LINEをはじめ、市民メール、YouTube、Twitter など、利用者のニーズに合わせた多様な手段・コンテンツによる情報発信を推進します。

【目指す姿】
必要な情報が相手に届く情報発信
【取組方針】
◇市ホームページやみしまるホッとメール、LINE 等など、利用者の求めるさまざまな手段で確実に情報をお届けします。 ◇スマートフォンやパソコンから簡単な質問に答えることで、ライフイベント（転入、転出、結婚、出生等）において状況に応じた必要な手続を案内します。 ◇コミュニティバスの現在地、混雑情報、接近情報をスマホやパソコンから確認できるサービスを提供します。 ◇動画や SNS を活用したプロモーションなど、デジタル技術を使いデータの収集・分析・活用を図るデジタルマーケティングを推進します。

基本方針 2 効率的な行政運営

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

国の自治体 DX 推進手順書に基づき、自治体ごとに異なる様式やプロセスを統一的に実施して住民の手続の簡素化や合理化を実現するため、令和 7 年度までに基幹系の 20 業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行を推進します。

【対象事務】 20 業務

- 住民基本台帳 ○選挙人名簿管理 ○固定資産税 ○個人住民税
- 法人住民税 ○軽自動車税 ○就学 ○国民年金 ○国民健康保険
- 後期高齢者医療 ○介護保険 ○障害者福祉 ○生活保護 ○健康管理
- 児童手当 ○児童扶養手当 ○子ども・子育て支援 ○戸籍
- 戸籍の附票 ○印鑑登録

【目指す姿】

令和 7 年度を期限とした国が定める 20 業務の標準化・共通化

【取組方針】

- ◇現行システムの概要調査を行い、標準仕様と現行システムを比較分析します。
- ◇標準準拠システムへの移行計画を作成します。

(2) 業務の棚卸と BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の推進

アナログからデジタルへの業務改革は、一部の業務をデジタル化（最適化）するだけでなく、業務分析や最大効率化の業務フローにより業務全てを最適化するような業務変革が必要です。そのため、定期的な業務棚卸と業務フローの見直しを行い、業務負荷の削減と作業時間の短縮、最適な人員配置など、更なる業務の効率化や働き方改革を推進します。

【目指す姿】

業務手順の見直しによる事務処理の効率化

【取組方針】

- ◇業務の棚卸により、職場内で業務内容や作業時間等を共有します。
- ◇特定の個人に業務が偏らないように業務マニュアルを整備します。
- ◇年単位で業務の必要性を確認し見直しを行います。

(3) 庁内ペーパーレス化の推進

紙と比較すると電子データで行う作業や業務は迅速で正確に処理できるため、文書の電子化はDX推進の基本となります。本市では、令和2年度にタブレット端末を部課長級職員に導入し、会議のペーパーレス化を進め配付資料の削減などの業務効率化を図ってきました。今後は、文書の起案から保存までデジタルで一元管理する文書管理システムと電子決裁システムの導入を進め、紙文化から脱却し文書のデジタル化を推進します。

【目指す姿】
紙の印刷や保管が不要な業務への変革
【取組方針】
◇公文書の決裁や管理の電子化を図り、決裁の迅速化、文書管理の効率化をすすめます。
◇会議は対面原則に取られずオンラインやペーパーレスを意識して開催します。
◇計画書・報告書は原則電子化で提供します。

(4) 庁内業務のシステム化の推進

本市はこれまで住民基本台帳などの基幹業務システムの複製データを利用した小規模システムなど、データベースを活用した300を超える業務システムを職員が自己開発してきました。このデータベースを活用した取組みを本市の強みと捉え、引き続きデータベースを活用した業務のシステム化や、職員が自ら簡易システムを開発し、迅速で正確な業務運用を推進します。

【目指す姿】
先端技術を用いた人為的ミスや作業時間の削減
【取組方針】
◇RPAやAI-OCR、ノーコードツールを活用した業務を拡充し、スピード感のある業務改善をすすめます。
◇各課で業務を見直し、効率化につながる最適なシステムを実証、導入します。

(5) 職員の働き方改革

テレワークは、ICT を活用して時間や場所を有効に活用でき、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方の実現や、災害発生時における行政機能維持のための有効な手段となります。一方、テレワークによる庁舎外での労働は情報漏洩やコンピューターウイルス感染のリスクも高まるため、三島市情報セキュリティポリシーに準じて適切なセキュリティ対策を講じたうえでテレワークの利用を推進します。

【目指す姿】
ICT による時間や場所を有効に活用した働き方改革の推進
【取組方針】
◇テレワーク用端末を導入し、自宅だけでなく外出先、出張先でも自席と同じように働ける環境を構築します。
◇チャットツールを利用し、テレワーク中の職員とも効率的にコミュニケーションを図ります。
◇自然災害や人的災害など不測の事態の影響を受けることなく業務を継続します。

(6) 情報セキュリティの強化

本市のネットワークは、マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系の 3 つのネットワークを分離する「三層の対策」により情報セキュリティ対策を強化しています。国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定を受け、新たなガイドラインに基づいた情報セキュリティ対策や ICT-BCP（ICT 部門の業務継続計画）の見直し、計画に基づく訓練などを随時実施することにより、障害や災害に強く、安定的に情報システムを運用できる体制の構築を推進します。

【目指す姿】
市民の大切な情報を守るセキュリティ対策
【取組方針】
◇情報セキュリティポリシーを改定し、情報セキュリティ対策を確実に実施します。
◇職員のパソコンから情報漏洩することがないように、二要素認証によりセキュリティを強化し、不正な第三者によるなりすましを防止します。
◇年度ごとにセキュリティ監査を実施し、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されていることを確認します。

基本方針 3 地域社会のDX推進

(1) 官民連携によるデータ利活用の推進

官民データ活用推進基本法(※資料編 P27)では、地方公共団体は、国と同様に保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされています。同法の趣旨を踏まえ、市では行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャービジネス創出の促進や地域課題の解決が図られるよう、三島市スマートシティ推進協議会など官民連携によるデータの利活用を推進します。

【目指す姿】
官民データを活用した地域課題などの解決や新たな価値の創出
【取組方針】
◇公共データの活用が、地域経済の活性化や地域課題の解決、住民及び事業者等の利便性や生産性向上等につながるよう、市が保有する情報をオープンデータとして積極的に公開します。
◇EBPM など、市内でのデータ利用を推進します。
◇スマートシティ推進協議会でデータの利活用やデジタルによるまちづくりを検討します。

(2) 地域社会のデジタル化とデジタルデバйд解消

整備が推進されている光回線や5Gサービス、ローカル5Gなどの情報通信基盤を有効に活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化の整備を推進します。

また、スマートフォンやデジタルサービスの急速な普及に不慣れな皆様を支援するために、ボランティア団体や民間企業等の地域の幅広い関係者と連携し、国が任命した「デジタル推進委員」も活用しながら、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法などを高齢者等が身近な場所で相談でき、また学習が行えるよう、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を推進します。

【目指す姿】
地域でパソコンやスマートフォンの操作を支援
【取組方針】
◇高齢者等にスマートフォンの基本的な使い方や、デジタルサービスの利用方法を理解していただく講習会を拡充します。
◇公民館等に情報収集や各種申請が行える情報端末を設置します。
◇公共施設で自由に使える通信設備（フリーWi-Fi）を拡充します。

(3) 未来を担う子どもたちへの充実した教育環境の提供

令和3年度(2021年度)からGIGAスクール構想が本格的にスタートし、本市では、小中学校の児童生徒及び教員にLTE通信機能を備えたiPadの配付と各学校のWi-Fiネットワークの高速大容量化が完了し、一人一台端末の授業での活用や自宅学習・オンライン学習を実現する体制が整備されました。

電子黒板等の機器とも連携させるなどICT機器を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に向けて、機器を活用し効果的な教育活動が行えるよう教職員への研修や、児童生徒が学習意欲を高められるようICT機器の効果的な活用を推進します。

【目指す姿】
個別最適化された学びと創造性を育む学びを実現し、Society5.0を生き抜く力を育成
【取組方針】
◇学校の臨時休業等、不測の事態においても、オンライン授業に移行するなどにより継続的な学びの場を提供します。
◇児童生徒のデータを活用して個人の興味・関心や速度に応じた「個別最適な学び」を充実します。
◇ICT機器を活用し、多様な他者との共同制作、話し合い、発表、探求学習などの「協働的な学び」を充実します。
◇児童生徒がICTを安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成します。
◇プログラミング体験などによりプログラミング的思考を含む情報活用能力の育成を推進します。
◇教職員が機器を活用して効果的な教育活動ができるよう、三島市スキルアップ研修を開催します。

2 デジタル人材育成

ICT などデジタルを活用できる職員を育成することは、業務を効率的に遂行する上で必要不可欠です。DX を推進するデジタル人材の育成については、ICT やOA の基礎研修だけでなく、ICT の活用スキルや業務改善能力、マネジメント能力、課題解決能力など、より専門性の高い教育を段階的に受けられる体制を人事部門と連携して構築します。

○育成プロセス

全職員が DX 推進の基礎知識を持ち、職員一人ひとりが業務改善や業務改革に取り組める組織風土と人材育成を行う。



○育成メニュー

対象	内容（研修方法）
部課長級職員	・ DX 推進最新動向とマネジメント（集合研修）
DX 専門職員	・ 業務改善（集合研修） ・ プログラミング思考（集合研修） ・ データベース活用やEBPM（集合研修） ・ ノンプログラミング等ツール活用（集合研修） ・ RPA（集合研修） ・ 課題解決、マネジメント（集合研修）
各課 ICT 推進リーダー※	・ ICT 基礎、情報セキュリティ（集合研修・WEB）
全職員	・ 電子申請、Zoom 等 ICT ツール活用（集合研修） ・ DX 推進全般、ICT 基礎（WEB） ・ デジタルマーケティング（WEB） ・ OA 基礎（集合研修）

※ICT 推進リーダー

毎年各職場に ICT 活用と情報セキュリティの知識を持ち、職場内のデジタル化を推進する職員を推進リーダーとして育成

WEB 研修：民間の無償研修メニューを効果的に活用します。

- ・ J-LIS ・ Grow with Google ・ Gacco (NTTdocomo)
- ・ 日本リスキリングコンソーシアム など

3 計画の進捗管理

毎年度、DX 推進委員会で進捗状況の確認等を行うとともに、市が委嘱をしている情報戦略アドバイザーなどの外部有識者や協定締結企業などにも意見を伺い、客観的に進捗を管理します。また、進捗状況は DX 推進本部に報告を行うとともに、国や社会の動向により計画の大きな変更等が必要な場合は柔軟に対応します。

●三島市が委嘱している DX を推進する外部有識者

アドバイザー名	氏名	所属	専門
三島市情報戦略アドバイザー (R2. 8. 17~)	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部 教授/デジタル庁オープンデータ伝道師	スマートシティ オープンデータ DX 全般
三島市フェロー (R2. 11. 18~)	陳内 裕樹	内閣府クールジャパンプロデューサー/東北芸術工科大学客員教授	デジタルマーケティング DX 全般
三島市スマートシティ推進フェロー (R4. 12. 7~)	南雲 岳彦	一般社団法人スマートシティ・インスティテュート専務理事	スマートシティ ウェルビーイング

●三島市と ICT を活用したまちづくり協定を締結している企業

企業名	取り組みテーマ	締結日
株式会社アーティスティックス	・官民データ活用の市民サービス向上 ・ICT 活用の市民生活の利便性向上	平成 29 年 8 月 8 日
雄大株式会社	・官民データ活用の市民サービス向上 ・ICT 活用の市民生活の利便性向上	平成 29 年 8 月 8 日
株式会社 SBS 情報システム	・被災者支援の一元管理システム開発 ・住家被害認定調査システム開発 ・避難所運営支援システム開発 ・被災者を支援する実証事業	平成 30 年 3 月 28 日
株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク	・地域の新たな通信基盤整備 ・河川水位監視など IoT 活用実証 ・無線アクセスポイントなど通信環境の支援 ・ビックデータなどを活用した新たなサービスの創出	令和 2 年 1 月 27 日
日本オラクル株式会社	・都市 OS を通じ、官民データを活用し市民サービス向上 ・ICT 活用で市民生活の利便性向上 ・ICT を積極的に活用したまちづくり	令和 3 年 7 月 6 日

資料編

1 数値で見る三島

(1) 三島市の将来人口

三島市の将来人口	実績 国勢調査	国立社会保障・人口問題研究所の長期推計		三島市第5次総合計画の 目標人口ビジョン	
	2020年(a)	2040年(b)	増減(b-a)	2040年(b')	増減(b'-a)
総人口	107,783	89,808	-17,975	97,881	-9,902
年少人口 0～14歳	13,054	9,767	-3,287	12,872	-182
生産年齢人口 15～64歳	61,582	46,735	-14,847	51,105	-10,477
老年人口 65歳～	31,677	33,306	1,629	33,904	2,227
年齢不詳	1,470				

※ 国立社会保障・人口問題研究所の長期推計では2040年の三島市の人口は89,808人と推計されていますが、三島市は第5次三島市総合計画の重点プロジェクトをはじめとしたさまざまな取組をすすめることで、生産年齢人口（15～64歳）の減少を緩やかにし、年少人口（0～14歳）の割合の現状維持をはかることで、三島市総合計画で2040年の三島市の人口は9万7,881人を目標としています。

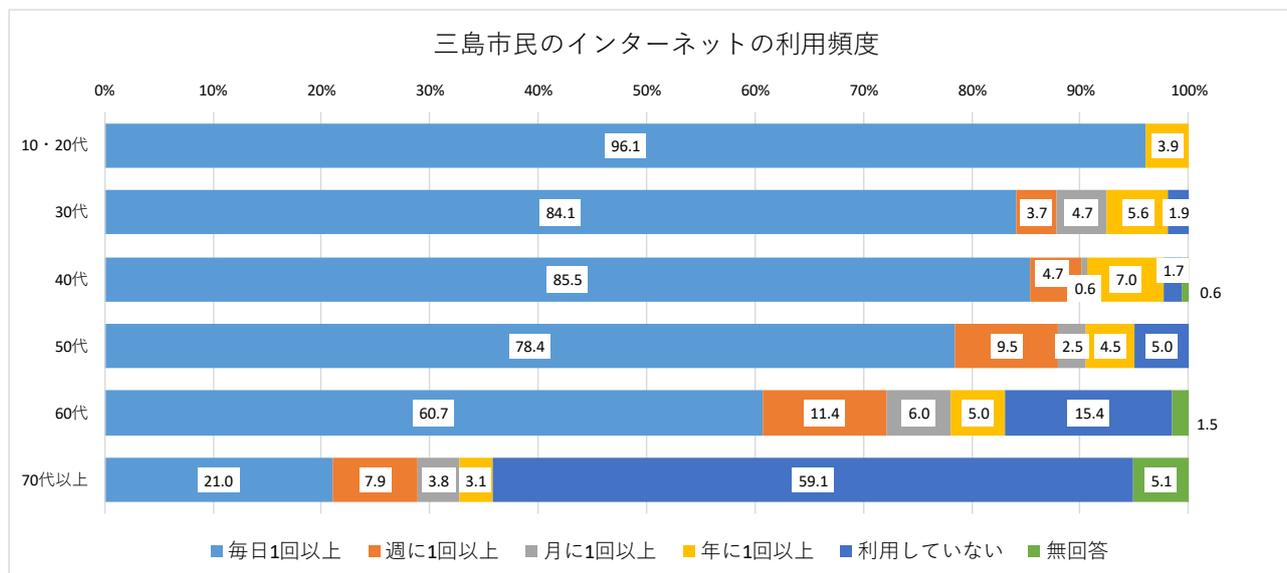


(図2 出典：RESAS 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)

(2) 三島市民のインターネット利用頻度

三島市民のインターネットの利用頻度は、10代・20代は「毎日1回以上」が96.1%となるなど、10～60代の世代では「毎日1回以上」の割合が多数を占めております。しかしながら、70代以上になると、「利用していない」が59.1%の多数派となり、「毎日1回以上」の割合が21.0%まで急減します。

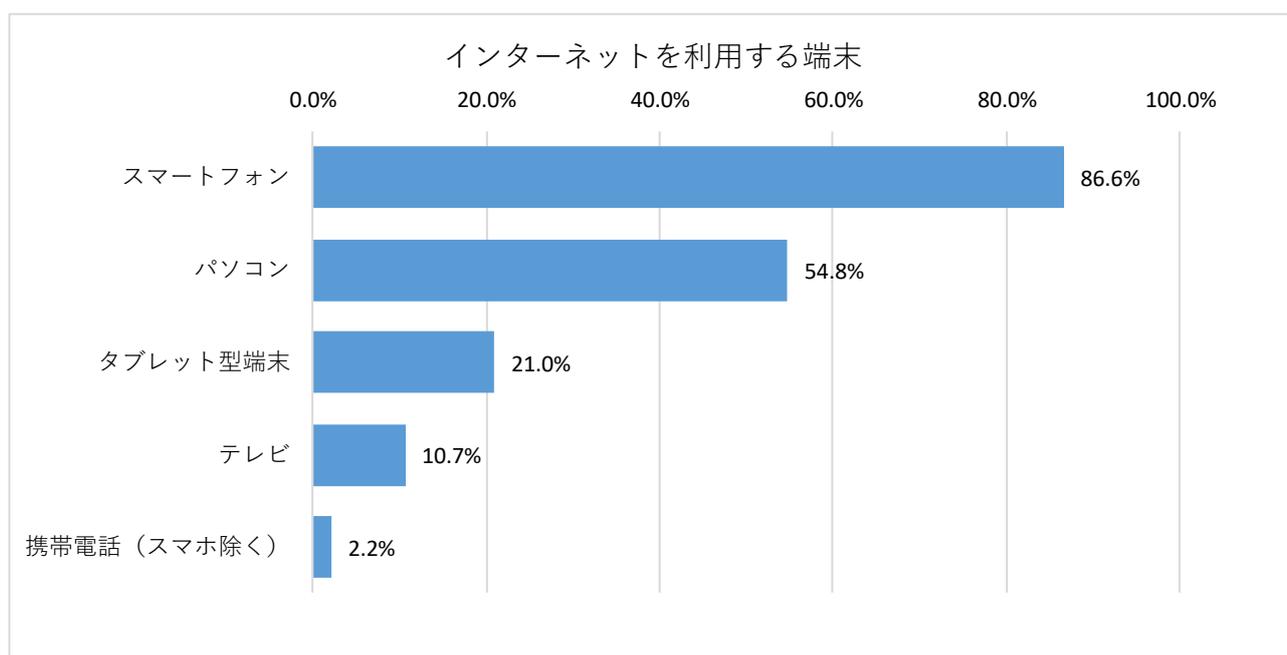
(出典：令和4年度 三島市 市民意識調査報告書)



(3) 三島市民のインターネット利用端末

三島市民のインターネットを利用する端末は、スマートフォンを利用している方が86.6%となっており、パソコンの利用者54.8%を上回っています。

(出典：令和4年度 三島市 市民意識調査報告書)



(4) 三島市のHP、SNSによる情報発信状況

どの媒体も、利用が上昇傾向にあります。中でも2019年（令和元年）7月から情報発信ツールとして導入を始めたLINEの三島市との友だち登録者数が急増しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ホームページ (平均月間アクセス数)	945,799	1,235,466	1,430,120	1,292,697
Facebook (フォロワー数)	3,733	3,889	4,034	4,303
Twitter (フォロワー数)	7,061	7,803	8,662	9,073
YouTube (チャンネル登録者数)	1,926	2,745	2,781	3,370
LINE (友だち登録数)	4,117	11,202	27,627	31,474

(5) 三島市民のマイナンバーカード保有状況

平成28年（2016年）からマイナンバーカードの交付が始まりましたが、マイナポイント開始に伴い、申請件数率・交付枚数率が急増しており、令和4年度末には申請件数率が78.57%、交付枚数率が68%となっております。

※第1弾マイナポイント：令和2年（2020）年9月1日～令和3年（2021）年12月31日

※第2弾マイナポイント：令和4年（2022）年1月1日～令和5年（2023）年9月30日

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
マイナンバーカード 申請件数率	19.68%	39.93%	49.64%	78.57%
マイナンバーカード 交付枚数率	15.85%	28.94%	42.72%	68.00%

2 国の計画や法令等

(1) デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月閣議決定）

市場や競争に任せきりにせず、官と民が協働して成長と分配の好循環を生み出しつつ経済成長を図る「新しい資本主義」実現の重要な柱の一つと政府が位置付けた「デジタル田園都市国家構想」を推進していくための基本方針。

デジタルは地方の社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉として、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進するとし、

- ① デジタルの力を活用した地方の社会課題解決
- ② デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
- ③ デジタル人材の育成・確保
- ④ 誰一人取り残されないための取組

の4つの柱に基づく取組を進めるとしている。

構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの増大等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわゆる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。



図3 デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像（出典：デジタル庁HP）

(2) 官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）（令和 3 年 9 月改正）

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの活用を推進する法律。

【目的】

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする

第 1 章 総則

◆「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

◆基本理念

- ① デジタル社会形成基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る
- ② 自律的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、産業の健全な発展、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
- ③ 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する
- ④ 官民データ活用の推進に当たって
 - ・ 安全性及び信頼性の確保、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されないようにすること
 - ・ 国民の利便性向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用
 - ・ 個人及び法人の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備
 - ・ 多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備
 - ・ AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

◆ 国、地方公共団体及び事業者の責務

◆ 法制上の措置等

第 2 章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）

第 3 章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進
- ◆ 国、地方公共団体、事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するためデータ流通における個人の関与の仕組みの構築等
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用、研究開発の推進等、人材の育成及び確保、教育及び学習振興、普及啓発等

(3) デジタル社会形成基本法等のデジタル改革関連法（6法）（令和3年5月公布）

行政の分野において、データの利活用を進め、社会課題の解決に生かすためにデジタル化を進めることを目的とした以下の6つの法律が成立。

デジタル社会形成基本法 ※IT基本法は廃止

- ・「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
 - ・デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定
- デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法

- ・強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織。基本方針策定など企画立案、国等の情報システムの統括、監理。重要なシステムは自ら整備
 - ・国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
 - ・内閣直属の組織。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く
- デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ・個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個情委に一元化
 - ・押印、書面手続の見直し
 - ・医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大
 - ・郵便局での電子証明書の発行、更新等の可能化
 - ・本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載
 - ・転入地への転出届に関する情報の事前通知
 - ・マイナンバーカードの発行、運営体制の抜本的強化
- 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバー情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ・希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
 - ・緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に口座の利用を可能とする
- 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

- ・本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設
 - ・相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設
- 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ・地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和4年9月版） （令和2年12月）（令和4年9月改定）

デジタル社会の実現には住民に身近な行政を担う自治体の役割がきわめて重要であることから、全自治体が足並みを揃えてデジタル社会の構築に向けた取組を進めていくために必要な推進体制や重点的に取り組む事項をまとめたもの。

情報システムの標準化や行政手続のオンライン化などデジタル社会の構築に向けて全国の自治体が重点的に取り組むべき6項目やあわせて取り組むべき項目が示されている。

自治体 DX 推進計画の趣旨

- 『デジタル・ガバメント実行計画(※)』（R2.12）に掲げられた各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめ、令和2年12月に計画を策定
- その後、「骨太の方針2022」において「自治体DX計画改定により、国の取組と歩調を合わせた地方自治体におけるデジタル化の取組を推進する」とされたことを受け、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」「デジタル田園都市国家構想基本方針」において国が掲げる理念や支援策等を盛り込む改定を令和4年9月に実施。

（※「デジタル・ガバメント実行計画」はR3.12月に廃止されました。）

- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示された。

- 自治体においてはまず、
 - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性向上をさせる
 - ・デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく
 ことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要。

- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等を創出。

自治体 DX の重点取組事項

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化
- ②マイナンバーカードの普及促進
- ③行政手続のオンライン化
- ④AI・RPAの利用促進
- ⑤テレワークの推進
- ⑥セキュリティ対策の徹底

あわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組

- ①デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ②デジタルデバйд対策
- ③デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

必要に応じ実施を検討する取組

- ①BPRの取組の徹底
- ②オープンデータの推進・官民データ活用の推進

(5) デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月版）

（令和3年6月）（令和3年12月改定）（令和4年6月改定）（閣議決定）

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、デジタル庁をはじめとする各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取組み、またそれを世界に発信・提言する羅針盤として取りまとめたもの。これにより、それまでの「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にまとめられました。

我が国が目指すデジタル社会 デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会

デジタルにより 目指す社会の6つの姿

① デジタル化による成長戦略

② 医療・教育・こども等の
準公共分野のデジタル化③ デジタル化による地域の
活性化④ 誰一人取り残されない
デジタル社会

⑤ デジタル人材の育成・確保

⑥ DFFTの推進を始めとする
国際戦略

具体策を考える上で前提となる理念・原則

■ 誰一人取り残されないデジタル社会の実現

→ 誰もが、いつでも、どこでも、デジタルの恩恵を享受

■ デジタル社会形成のための基本原則

→ 10原則（デジタル改革基本方針）

- ① オープン・透明 ② 公平・倫理 ③ 安全・安心
- ④ 継続・安定・強靱 ⑤ 社会課題の解決
- ⑥ 迅速・柔軟 ⑦ 包摂・多様性 ⑧ 浸透
- ⑨ 新たな価値の創造
- ⑩ 飛躍・国際貢献

→ 3原則（デジタル手続法）

- ① デジタルファースト
- ② ワンスオンリー
- ③ コネクテッド・ワンストップ

■ BPRと規制改革の必要性

■ クラウド・バイ・デフォルト原則

目指す姿を実現する上で有効な戦略的な取組（基本戦略）

・ デジタル臨時行政調査会

デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則に沿って4万以上の法令等の適合を目指す

・ デジタル田園都市国家構想実現会議

デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けて様々な取組を支援

・ 国際戦略の推進

DFFT/諸外国デジタル政策関連機関との連携強化

・ サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保

国際情勢の変化等へ対応/国家安全保障上のリスクへの対応としてサイバーセキュリティの確保/個人情報保護

・ 包括的データ戦略の推進

トラスト/ベース・レジストリ/オープンデータ

・ デジタル産業の育成

クラウドサービス産業・ITスタートアップの育成

・ Web3.0の推進

ブロックチェーン技術を基盤とするNFTの利用等の環境整備

3 用語集

用語	説明
AI（エーアイ）	人工知能 AI: Artificial Intelligence
AI-OCR（エーアイオーシーアール）	画像データの文字部分をデジタルデータに変換する OCR 技術に AI 技術を組み込み、手書き文字でも認識できるなど文字の認識精度を高めたもの OCR: Optical Character Recognition/Reader
BPR（ビーピーアール）	既存の業務フローを根本から見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築すること BPR: Business Process Re-engineering
CIO（シーアイオー）	最高情報責任者 CIO: Chief Information Officer
DX（ディーエックス、デジタルトランスフォーメーション）	ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること ※自治体における DX は、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させることや、業務を効率化し人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げることとなります DX: Digital Transformation
EBPM（イービーピーエム）	データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと EBPM: Evidence-Based Policy Making
GIGA スクール構想（ギガスクール）	児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するもの GIGA: Global and Innovation Gateway for All (全ての人にグローバルで革新的な入り口を)
GIS（ジーアイエス）	地理情報システム GIS: Geographic Information System
ICT（アイシーティー）	情報通信技術のこと ICT: Information and Communication Technology
ICT-BCP（アイシーティービーシーピー）	ICT 部門における業務継続計画を指し、自然災害時等における緊急対応体制、復旧方法を定めた計画のこと BCP: Business Continuity Plan
IoT（アイオーティー）	モノのインターネットと呼ばれ、家電や車といった「モノ」に通信機能を持たせることで、相互に通信できるほか、インター

	<p>ネットにつながり情報をやり取りすること</p> <p>IoT : Internet of Things</p>
LGWAN (エルジーワン)	<p>地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用のネットワークのこと</p> <p>LGWAN : Local Government Wide Area Network</p>
LINE(ライン)	<p>LINE 株式会社が提供する無料インスタントメッセージアプリ、スマートフォン上でテキスト・音声・画像・動画などをやりとりできるもの</p>
MaaS (マース)	<p>鉄道、バス、タクシー、飛行機などの異なる交通手段を、情報通信技術を活用した一つのサービスに統合し、便利な移動を実現する仕組み</p> <p>MaaS:Mobility as a Service</p>
PDCA サイクル	<p>業務管理手法の一つで、計画 (Plan)→実施 (Do) →検証・評価 (Check) →見直し・改善 (Action) という 4 段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法</p>
QOL (キューオーエル)	<p>生活の質</p> <p>QOL : Quality of life</p>
RPA (アールピーイー)	<p>人がコンピュータを操作して行う作業をソフトウェアにより自動化する仕組み</p> <p>RPA : Robotic Process Automation</p>
SNS (エスエヌエス)	<p>登録された利用者同士が交流できるサービスのこと</p> <p>SNS : Social Networking Service</p>
Society5.0 (ソサエティ 5.0)	<p>自動車の自動運転や医療・介護現場におけるロボットなどあらゆる技術を実生活の中で活用し、狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0)に続く、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来の姿のこと</p>
VR (ブイアール)	<p>バーチャルリアリティの略称で、コンピュータが仮想空間を作り出し、その中に入り込んで体験することができる技術</p> <p>VR:Virtual Reality</p>
WEB (ウェブ)	<p>インターネット上で提供されるさまざまな情報の閲覧を可能とするシステム、ウェブページ</p>
WEB3.0(ウェブスリー/ウェブサンテンゼロ)	<p>企業やサーバで中央集権的に情報が管理される Web2.0 の次の段階の概念であり、ブロックチェーン技術を活用してサーバを必要とせずに情報を分散管理する新しいインターネットの概念</p>

Wi-Fi（ワイファイ）	アメリカ合衆国電気電子学会によって策定された国際標準規格で、ケーブルがなくても通信を行うことができる無線 LAN 技術のこと Wi-Fi:Wireless Fidelity
5G（ファイブジー）	第5世代移動通信システムを指し、より高速・大容量・低遅延の通信が可能となる携帯電話通信規格 5th Generation
アジャイル	「機敏」「俊敏」 方針の変更やニーズの変化に機敏に対応すること
アプリケーション・アプリ	ワープロ・ソフト、表計算ソフト、画像編集ソフトなど、作業の目的に応じて使うソフトウェアのこと
オープンデータ	公的機関等のデータを、一定制限の元で誰もがアクセス、再利用、再配布できるように、フォーマット処理されて公開されたデータのこと
オンライン申請	対面・郵送による手続きでなく、電子申請システム等を用いてオンライン上で手続きすること
キャッシュレス	「クレジットカード」「電子マネー」「QR コード」等による支払いのように、現金でのやり取りなしで決済がなされること
業務の棚卸	BPRの一環として、既存の業務を洗い出し、業務フローや業務量等を見える化する
クラウドサービス	手元のパソコンで利用していたソフトウェアやデータを、インターネットなどのネットワークを通じて利用者に提供するサービス
クラウドバイデフォルト	システムの構築や整備をする時には、クラウドサービスの利用を第1候補として検討を行うこと
サーバ	コンピュータネットワーク上で、クライアント（子機）からの要求に応じて情報の提供・処理を行うコンピュータのこと
自動運転	センサー・カメラ等の技術を活用し、人間の運転手による操作を必要とせずに、自動的に車を運転する技術のこと
シビックテック	シビック（Civic: 市民）とテック（Tech: テクノロジー）をかけた造語で、市民自身がテクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み
シェアリングエコノミー	個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動
情報セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針
スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利

	便性を含めた新たな価値を創出する取組み
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術 (ICT) を活用して、省力化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業
タブレット端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作できるほか、キーボードを組み合わせてパソコンのように利用することができる携帯情報端末のこと
地域 ICT ボランティア	地域コミュニティにおいて ICT の活用をサポートをするボランティア
地域 BWA (ビーダブリューエー)	地域公共福祉の増進を目的とした地域広帯域移動無線アクセス BWA : Broadband Wireless Access の略
デジタル人材	最新のデジタル技術を用いて組織を成長に導いたり、新たな価値を提供できたりする人材
デジタルデバイド	ICT (情報通信技術) の恩恵を受けることのできる人とできない人との間に生じる格差
デジタルツイン	リアル空間にある情報を IoT などで集め、サイバー空間でリアル空間を再現する技術
デジタルマーケティング	インターネットや AI 技術といったデジタルテクノロジーや、デジタル化されたデータを用いたマーケティング手法
データセンター	インターネット用のサーバやデータ通信、固定・携帯・IP 電話などの装置を設置・運用することに特化した建物
データ連携基盤	複数システムに蓄積されたデータを連携してスムーズに活用するためのつなぎの役割を果たす仕組み
テレワーク	ICT (情報通信技術) を利用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方 (tele=離れた、work=働く)
ドローン	宅配・農業等の分野で人手不足対策としての利用が期待される無人航空機
二要素認証	知識・所有・生体の三要素のうち、異なる二つの要素を組み合わせで行う認証 例：パスワードと指紋
ネットワーク三層分離	利用している情報により物理的・論理的にネットワークを3つに分離すること (三層：マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系)
ノーコードツール	通常プログラミングが必要である Web サイト・アプリケーション等の開発を、プログラミングなしでできるようにするツール
バーコード	データ入力の簡略化に用いられる縞模様状の線の太さによって数値や文字を表す識別子
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと

ぴったりサービス	政府が運用する「マイナポータル」で提供されている手続のオンライン申請に活用できる機能
プログラミング	コンピュータが実行可能なプログラムを作成すること
プログラミング的思考	自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのかということを論理的に考える力
ブロックチェーン	複数のコンピュータが分散的に情報を記録し、その情報を改ざんできないように保護する技術
ペーパーレス	紙上に保存された情報を電子化して、紙の削減及びデータの活用を実現する取組み
マイナポータル	行政手続の検索・電子申請・行政機関からの通知受領ができる、政府運営のオンラインサービス
マイナンバーカード	本人確認の際の公的な本人確認書類として利用できる個人番号を IC チップに記録したカード
メタバース	アバターと呼ばれる自分の分身を介して利用するインターネット上に構成される仮想空間
レセプト	病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類
ワンストップサービス	利用者の負担軽減につなげるため、従来別個の手続として行っていた複数のサービスを一つの手続にまとめたもの